

時間外労働に関する協定届
休日労働

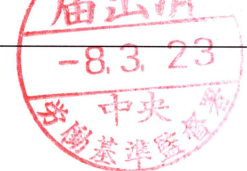
労働保険番号	13101130496000
	都道府県 所轄 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	6010002044055

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間			
その他建設業		株式会社エムシーエム		(〒101-0041) 東京都千代田区神田須田町1-12 山萬ビル707 (電話番号: 03-5207-6900)				2026年4月1日から1年間			
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	起算日 (年月日)	2026年4月1日	
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
						5時間	45時間	360時間			
		設計変更対応や納期の変更	施工管理	25人		5時間	45時間	360時間			
		臨時の受注や納期の変更	施工図作成	6人		5時間	45時間	360時間			
		月次の事務処理及びPC管理	総務	2人		5時間	45時間	360時間			
		② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者									
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
設計変更対応や納期の変更		施工管理	25人	土曜日・日曜日・国民の祝日		1ヵ月に2回	9:00~18:00				
臨時の受注や納期の変更		施工図作成	6人	土曜日・日曜日・国民の祝日		1ヵ月に2回	9:00~18:00				
月次の事務処理及びPC管理		総務	2人	土曜日・日曜日・国民の祝日		1ヵ月に2回	9:00~18:00				

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)		
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)				法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
突発的な設計変更対応や納期の変更	施工管理	25人	6時間		6回	75時間		25%	720時間	25%
突発的な受注や納期の変更	施工図作成	6人	6時間		6回	75時間		25%	720時間	25%
突発的な事務処理及びPC管理	総務	2人	6時間		6回	75時間		25%	720時間	25%
限度時間を超過して労働させる場合における手続	労働者本人に対する事前協議の申し入れ									
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ⑨ ⑩	(具体的内容) 地域産業保健センターを活用した、長時間労働者及び高ストレス者に対する面接指導 職場での時短対策会議の開催								
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p>										

協定の成立年月日 2026年 3月 16日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名 細川 雅裕

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 選挙 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2026年 3月 23日

中央

労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役
氏名 堀井 正久

